横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱

制定 令和6年6月26日 経中200号(経済局長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、市内中小企業の脱炭素化を目的とした省エネルギー診断にかかる経費に対して補助金を交付することを通じて、中小企業における脱炭素経営の取組を支援し、市内企業の脱炭素化を推進することを目的とする。
- 2 市長は、地球温暖化対策を推進するため、別表 1 に定める経済産業省が支援する省エネルギー 診断(以下「省エネ診断」という。)を受診した中小企業者等に対し、予算の範囲内において、 横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下、「補助金規則」 という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条に規定された要件に該当する会社及び個人をいう。
 - (2) 本社

個人事業者にあっては事業の用に供する主たる事務所等、法人にあっては商業・法人登記 簿謄本において本店、又は主たる事務所の所在地として登録されている事業所をいう。

- (3) 事業所 工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (4) 倒産

本事業において「倒産」とは、次のアとイのいずれかに該当するものをいう。

- ア 個人事業者が、所得税法第 229 条に規定する廃業の届出による事業の廃止、破産法による 破産の申立てをする場合
- イ 法人が、銀行等取引停止処分、民事再生法による再生手続開始の申立て、会社更生法による る更生手続開始の申立て、破産法による破産の申立て、会社法による特別清算開始の申立て のいずれかの状況に該当する場合をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内に所在する事業所において、省エネ診断を受診した事業(当該受診を完了した日が、補助金の交付を申請する年度の4月1日から2月末日までであるものに限る。)とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度に補助事業を実施し、次の第1号に該当したうえで、第2号及び第3号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市税(延滞金を含む。) の滞納がないこと。

- (2) 市内に本社を有する中小企業者であること。
- (3) 会社法上の会社に該当しないもので、市内に本社を有する事業者であること。
- 2 前項に定める者のうち、次の各号に該当する者は、対象外とする。
 - (1) 申請年度において本補助金の交付を受けた者
 - (2) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (3) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)
 - (4) 代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(補助対象経費と補助金の額)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表1に定めるとおりとする。
- 2 前項の補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。
- 3 本補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、横浜市省エネ診断支援補助金交付申請書兼実施報告書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1)「脱炭素取組宣言」確認書、又は「脱炭素取組宣言」宣言書
 - (2) 支払いを証する書類(省エネ診断の受診費用に係る領収書の写し等)
 - (3) 診断結果報告書の写し
 - (4) 市内で事業を営むことを証する書類の写し(別表2に定めるとおり)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第4号にあたっては原則書類の添付を必要とする。ただし、申請年度内における有資格者 名簿に掲載がある事業者については、省略ができることとする。

(審査)

- 第7条 前条による申請があったときは書面による審査を行うものとする。
- 2 申請内容について、資料の追加等が必要と判断した場合は、申請者に資料の追加等を求めることができる。

(交付決定兼額確定等)

- 第8条 市長は審査の結果を踏まえ、補助金の交付又は不交付を決定する。
- 2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は横浜市省エネ診断支援補助金交付決定 兼交付額確定通知書(第2号様式)により、不交付の場合は横浜市省エネ診断支援補助金不交付 決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、横浜 市省エネ診断支援補助金申請取下届(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(申請変更)

第10条 第6条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を変更する場合は、横浜市 省エネ診断支援補助金変更届(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 条 第 8 条により交付額の確定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、速やかに、横 浜市省エネ診断支援補助金交付請求書(第 6 号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査権の留保)

第12条 市長は、必要があると認めたときは、本補助金の使途について調査を行うことができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

- 第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - (1) 補助対象者が補助金の交付前に本社又は補助対象事業所を市外に移転したとき。
 - (2) 補助対象者が補助金の交付前に倒産したとき。
 - (3) 他の機関から同種の助成を受けていたとき。
 - (4) 市税又は市町村税の滞納があったとき。
 - (5) 第4条第2項に該当するとき。
 - (6) 補助金の交付条件に違反したとき。
 - (7) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
 - (8) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - (9) 日本の法令等又は交付決定内容等に違反したとき。
- 2 前号の各規定は、第8条の補助金の交付額の確定後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、交付決定を取り消すときは、横浜市省エネ診断支援補助金交付決定取消し及び返還通知書(第7号様式)により申請者に通知する。
- 4 市長は、交付対象者が第1項第6号から第9号までの規程に該当した場合、交付対象者等の名 称及びその内容を公表することができる。
- 5 第1項第6号から第9号までの規程に基づく交付決定の取消しを受けた日から2年を経過しない者は、本補助金の交付申請ができない。
- 6 前項の規定に関わらず、補助金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のや むを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除すること ができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第14条 前条の規定により本補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の返還を命じたときは、市長は、交付対象者が助成金を受領した日から交付対象者が交付補助額相当額を支払った日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間においての既返還額を控除した額)につき、年10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を交付対象者に納付させることができる。

- 2 助成金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期限までに補助金相当額を納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させることができる。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合と する。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第15条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した 金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金 の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の 未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未 納付金は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(暴力団排除の確認)

第17条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の、第4条第2項第2号から第4号までの該当 の有無について神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(市税納付の確認)

第 18 条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の市税の納付について、その者の同意に基づき、財政局長に対して調査を行うことができる。

(関係書類の保存)

第19条 補助金規則第26条の規定に基づく市長が定める書類の保存期間は、5年とする。

(協力の要請)

第20条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等 に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は経済局長が定める。

附則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

【別表1】補助対象経費(第5条関係)

分類	助成対象事業	助成対象経 費	助成率	上限	内容
1	省エネクイック診断 (中小企業等に向けた 省エネルギー診断拡充 事業)	希望設備 (原則、最大 3設備まで)			一般社団法人環境共創イニ シアチブ https://shoeneshindan.jp/
2	省エネお助け隊の診断	事業所全体	10/10	5万円	一般社団法人環境共創イニ シアチブ https://www.shoene- portal.jp/
3	省エネ最適化診断	事業所全体			一般財団法人省エネルギー センター https://www.shindan- net.jp/service/shindan/

【別表2】市内で事業を営むことを証する書類の写し(第6条関係)

法人の場合	個人事業主の場合
• 履歴事項全部証明書	・開業等届出書
・本社が市内であることがわかる会社案内や	・個人事業主開業届出済証明書
ホームページ画面の PDF	・営業証明書(所在証明書)
	・経営規模等評価結果通知書
	・総合評価値通知書
	・青色申告書
	・雇用保険適用事業所設置届

横浜市省エネ診断支援補助金 交付申請書兼実施報告書

(申請日) 令和 年 月 日

(申請先) 横浜市長

横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり提出します。

補助金申請額 円

申請者

事業刑	態				
法人名 又は 屋号(※)		 		個人事業主の場合 (※)欄の記入は	
代表者役職(※)				該当する場合のみ	
代表者氏名					
本社所在地					
法人登記簿記載の	本店	又は			
開業届記載の 主な事務所					
従業員数		 名	メールアドレス		
担当者			電話		

1 誓約・同意

補助金の申請に当たって、次に掲げる全ての事項を確認のうえ、誓約し、または同意します。

項目

法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示を遵守します。

暴力団及びその他の反社会的勢力ではなく、代表者又は役員にも暴力団員及びその他の反社会的勢力 の構成員はおりません。

必要があるときは、役員氏名一覧表を提出し、横浜市暴力団排除条例第8条に基づき暴力団ではない ことを横浜市が神奈川県警察本部長に対して確認を行うことについて承諾します。

市税の滞納はありません。また、横浜市が必要とするときは、申請者の課税状況について、官公署に 報告確認することに同意します。

本補助金について、交付を過去に受けたことはありません。また、次項における実績には、他の機関又は横浜市の他の補助金や助成金等の申請との重複はありません。

本申請書を含めて提出する書類に虚偽の記入や偽りの証明はありません

不正受給に触れる行為等を行った場合には、補助金を返還します。

横浜市が行う実地及び書面などによる調査に協力します。

令和	年	月	日:		

2 収支予算計画

支出の	助成対象として申請する対象 (受診した診断の名称)	支払先	金額(税抜) 円
部			
	合計		
収入の	補助金交付申請額(対象経費の 10/10)		
部	合計		

3 実施事業の概要

期待される効果	
補助対象となる 事業所等の名称	
補助対象となる 事業所等の場所	

4 添付書類

- (1) 「脱炭素取組宣言」確認書、又は「脱炭素取組宣言」宣言書
- (2) 支払いを証する書類(省エネ診断の受診費用に係る領収書の写し等)
- (3) 診断結果報告書の写し
- (4) 市内で事業を営むことを証する書類の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

横浜市長

印

横浜市省工ネ診断支援補助金 交付決定兼交付額確定通知書

申請及び実績報告がありました横浜市省エネ診断支援補助金については、審査の結果、交付決定 し、交付額を確定しましたので、横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第8条第2項に基づき通知 します。

1 横浜市省エネ診断支援補助金交付確定額

円

2 交付条件

- (1) 申請時の同意に基づき、「省エネ最適化診断」の内容や、診断の実行状況等、補助金の交付事務に係る必要な事項について、官公署等へ確認を求めることがあります。
- (2) 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。
- (3) 次の事項が生じたときは、補助金全額の交付決定を取り消す場合があります。既に交付した補助金については、その全額を返還請求いたします。
- ア 交付対象者が補助金交付前に本店又は主たる事業所を市外に移転したとき。
- イ 交付対象外の要件に該当するとき。
- ウ 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- エ 法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。
- オ その他補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

3 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30日以内に交付します。

担当

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

横浜市長

横浜市省工ネ診断支援補助金 不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました横浜市省エネ診断支援補助金につきましては、横 浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第8条第2項により、審査の結果、不交付となりましたことを 通知します。

交付の理由			

担当

横浜市省エネ診断支援補助金 申請取下届

令和 年	月	日
------	---	---

(届出先)

横浜市長

申請者

所 在 地:

名 称:

代表者役職名:

代表者氏名:

横浜市省エネ診断支援補助金の申請について、横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第9条に基づき申請を取り下げます。

取下	ドげの理由				

担当者

担当者役職名:

担 当 者 氏 名:

電 話 番 号:

横浜市省工ネ診断支援補助金 変更届

令和	年	月	E
13 /1 14	- 1	/ 1	

(届出先)

横浜市長

申請者

所 在 地:

名 称:

代表者役職名:

代表者氏名:

横浜市省エネ診断支援補助金の申請について、横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第10条に基づき申請を変更します。

E更の理由	の理由						

担当者

担当者役職名:

担 当 者 氏 名:

電 話 番 号:

横浜市省工ネ診断支援補助金 交付請求書

(届出先) 横浜市長

申請者〒所 在 地:

名 称: 代表者役職名: 代表者氏名:

横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり横浜市省エネ診断支援補助金の交付を請求します。

補助金請求額 円

振込先	銀行・信用金庫・信用組合(金融機関コード)
<i>",</i> , , .	支店 (支店コード)
種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	
振込口座の <u>名義</u> が申請者と異な <u>る場合</u> はご記入 ください。	私は、上記の者を代理人と定め、補助金の受領に関する一切の権限を委任します。 (企業名・屋号等) 印 (代表者職・氏名)

【添付資料】

- (1) 横浜市省エネ診断支援補助金 交付決定兼額確定通知書の写し
- (2) 口座番号、口座人名義が分かるもの ※通帳の表紙をめくったページ、インターネットバンキングの画面等

第 号 令和 年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市省エネ診断支援補助金 交付決定取消し及び返還通知書

交付を決定した横浜市省エネ診断支援補助金について、横浜市省エネ診断支援補助金交付要綱第 13条第3項に基づき、次のとおり補助金の交付決定を取り消します。補助金交付後の場合は返還し ていただくことを通知します。

1	補助金交付の取消理由
2	補助金交付決定取消金額又は返還金額
-	<u>円</u>
3	返還期日(補助金交付後の場合のみ記載)
	<u>年 月 日</u>
4	その他